

かけがえのない

「オホーツクの流水と自然」を守り育てるために

「オホーツクの流水と自然を守る寄附条例」を制定しました

海

や山や川そして流水は、人々にとってかけがえのない大切な自然です。

しかし、地球温暖化の影響なのか、このころオホーツクの流水は年々減少傾向にあり、海洋環境や動植物への影響が心配されているほか、漁業や観光などへの影響も危惧されています。

「オホーツクの流水と自然」は、私たち市民にとって大切にかけがえのない財産であるとともに、北海道、日本の環境保全のためにも守り、残していかなければならない財産です。そこで本市では、多くの人々から「寄附金」という応援をいただきながら、環境保全の取り組みや地域の活性化のために、このたび、「オホーツクの流水と自然を守る寄附条例」を制定しました。

「紋別に行きたいことがある」「昔、紋別に住んでいた」「紋別が好きだ」など、本市とゆかりのある方々、あるいは、現在市内に住んでいる方々に、ぜひ、本市の取り組みに賛同していただけるよう、皆さんの応援を心からお待ちしています。

市民の皆さんからも、親戚や知り合いの方へ本制度をPRしていただきますようお願いいたします。

寄附を募る事業は

皆さんから寄せられた「寄附金」は、次の5つの事業を進めるための財源として活用します。寄附に協力いただける方は、寄附の申込の際に、応援したい事業を指定することが出来ます。
なお、寄附金の活用の状況は、市のホームページなどで定期的に公表してまいります。

【指定できる5つの事業】

①アザラシの保護活動などオホーツク海の海洋環境に関する事業



例えば…

- ◆オホーツク海の海洋環境調査に向けた取り組み
- ◆オホーツク海の流水や水温などのデータの解析と蓄積
- ◆アザラシなど海洋生物の保護活動と一般公開
- ◆オホーツク海の安全な魚の啓発 など

②地球環境の変化などに対応する環境保全啓発活動に関する事業



例えば…

- ◆オホーツク流水科学センター、オホーツクガリンコタワー(船)からの情報発信
- ◆北方圏国際シンポジウムの開催
- ◆流水遠足の実施 など

③森林の適正な育成管理に関する事業



例えば…

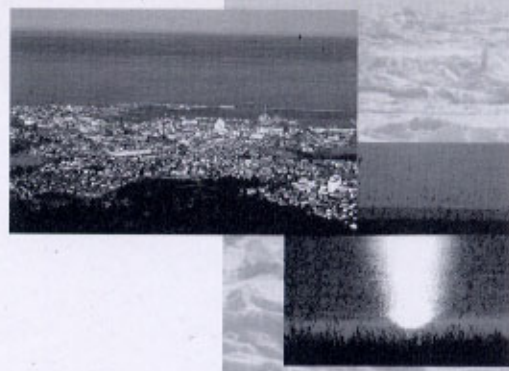
- ◆森林認証の拡大と認証材の利用促進
- ◆「オホーツク魚の植樹際」など植林活動
- ◆動植物の生態系調査と自然体験活動 など

④湖沼、河川の適正な管理に関する事業



例えば...

- ◆ 郊外地域の合併浄化槽の設置推進
- ◆ ラムサール条約登録湿地に向けた活動
- ◆ 自然保護の巡視活動 など



⑤その他、市長が必要と認める事業



①～④以外の事業への活用を希望される場合でも、寄附することができます。この場合は、市長が必要と認める事業に寄附金を活用させていただきます。

例えば...

- ◆ 交流人口拡大や地場産業の振興など地域の活性化に関する事業 など



税金の優遇措置は

寄附された場合、最寄りの税務署及び市町村に確定申告すると、税法上の優遇措置を受けることができます。個人の場合は、「所得税」及び「住民税」の一定額が税額控除され、会社等の場合は、全額が損金算入されます。

税金の控除額は、人によって異なりますが、例えば次のように控除を受けられます。

【例】

【住民税30万円(均等割4千円、所得割29万6千円)、所得税率10%の方が4万円を寄附した場合】

○ 所得税控除額(4万円 - 5千円) × 10% = 3,500円

○ 住民税控除額

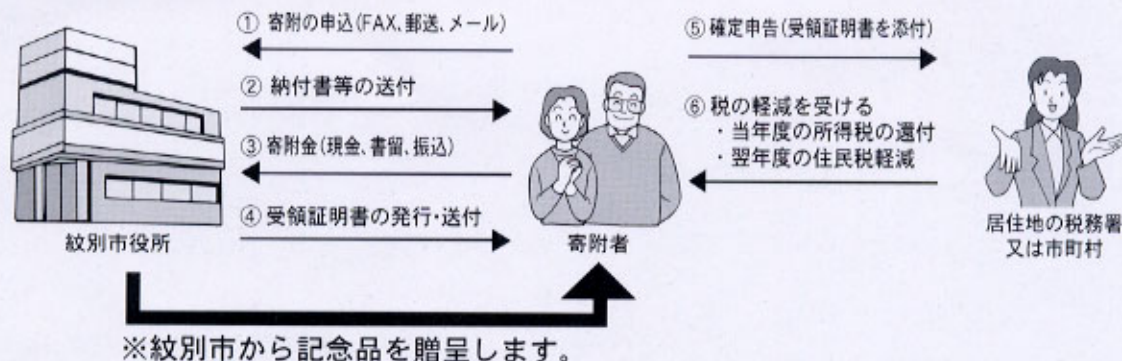
① 基本控除額(4万円 - 5千円) × 10% = 3,500円

② 特例控除額(4万円 - 5千円) × (90% - 所得税率 10%) = 28,000円

(※特例控除額は所得割額の10%までが上限)

◆ 所得税控除額 3,500円 + 住民税控除額 31,500円 = 35,000円が控除されます。

寄附手続きの流れは



記念品の贈呈

1万円以上の寄附をされた方には、紋別市から記念品(流氷、苗木、木製品、水産物など)を贈呈します。

また、1万円未満の寄附をされた方には、記念切手シートなどを贈呈します。

企画調整課企画係 ☎(24)2111 内線 221 番

